

ガラス／⑧倍強度ガラス

1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和4年版16章14節に規定する倍強度ガラスとし、熱処理に際し同時にガラス質絵具の焼き付けを行ったものは対象外する。

なお、熱線反射倍強度ガラスの評価内容は、「⑨熱線反射ガラス」による。

2. 品質・性能等

- （1）品質・性能について、「評価内容（別紙）」の項目を確認している。
- （2）性能について、実施要領に規定する試験機関による試験結果等で確認している。

ガラス/⑧倍強度ガラス

評価内容 (別紙)

項 目		品 質 ・ 性 能				備 考	
材 料	材料板ガラス	フロート板ガラス、磨き板ガラス、熱線吸収フロート板ガラス、熱線吸収磨き板ガラスのいずれかとし、当協会で評価を取得したもの、または JIS 適合表示のあるものとする。					
形 状 ・ 寸 法 ・ 許 容 差	厚さの許容差	厚さの 呼 び	厚さ (mm)	許容差 (mm)			
		3 ミリ	3.0	± 0.3			
	4 ミリ	4.0					
	5 ミリ	5.0					
		6 ミリ	6.0	± 0.6			
		8 ミリ	8.0				
		10 ミリ	10.0				
		12 ミリ	12.0	± 0.8			
形 状 ・ 寸 法 ・ 許 容 差	一辺の長さの許容差	厚さの 呼 び	一辺の長さの許容差 (mm)				
			1000mm 以下	1000mm を超え 2000mm 以下	2000mm を超え 3000mm 以下	3000mm を 超えた	
		3 ミリ	+ 1 - 2	± 3	± 4	± 4	
		4 ミリ					
		5 ミリ					
		6 ミリ					
		8 ミリ	+ 2 - 3				
		10 ミリ					
	12 ミリ	± 5					
反 り	全体的な反り・部分的な反り	項 目	反 り				
		全体的な反りの場合	3mm/m 以下				
		部分的な反りの場合	0.4mm 以下				
反 り	エッジリフト	厚さの呼び	エッジリフト (mm)				
		3 ミリ～5 ミリ	0.5 以下				
		6 ミリ～12 ミリ	0.3 以下				

ガラス/⑧倍強度ガラス

項目	品質・性能	備考								
品質	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">ひび</td> <td>ないこと。</td> </tr> <tr> <td>欠け</td> <td>幅または長さが、材料板ガラスの厚さ以上のものがないこと。</td> </tr> <tr> <td>すりきず</td> <td>使用上差し支えるものがないこと。</td> </tr> </table>	ひび	ないこと。	欠け	幅または長さが、材料板ガラスの厚さ以上のものがないこと。	すりきず	使用上差し支えるものがないこと。			
	ひび	ないこと。								
	欠け	幅または長さが、材料板ガラスの厚さ以上のものがないこと。								
	すりきず	使用上差し支えるものがないこと。								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">泡の径</td> <td style="width: 20%;">0.5mm以上 1.5mm未満</td> <td style="width: 20%;">1.5mm以上 3.0mm未満</td> <td style="width: 45%;">3.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>泡の個数の許容上限</td> <td>$5.5 \times S$</td> <td>$1.1 \times S$</td> <td>0</td> </tr> </table>	泡の径	0.5mm以上 1.5mm未満	1.5mm以上 3.0mm未満	3.0mm以上	泡の個数の許容上限	$5.5 \times S$		$1.1 \times S$	0
	泡の径	0.5mm以上 1.5mm未満	1.5mm以上 3.0mm未満	3.0mm以上						
	泡の個数の許容上限	$5.5 \times S$	$1.1 \times S$	0						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">異物の径</td> <td style="width: 20%;">0.5mm以上 1.0mm未満</td> <td style="width: 20%;">1.0mm以上 2.0mm未満</td> <td style="width: 45%;">2.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>異物の個数の許容上限</td> <td>$2.2 \times S$</td> <td>$0.44 \times S$</td> <td>0</td> </tr> </table>	異物の径	0.5mm以上 1.0mm未満	1.0mm以上 2.0mm未満	2.0mm以上	異物の個数の許容上限	$2.2 \times S$	$0.44 \times S$	0		
異物の径	0.5mm以上 1.0mm未満	1.0mm以上 2.0mm未満	2.0mm以上							
異物の個数の許容上限	$2.2 \times S$	$0.44 \times S$	0							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">点状欠点の密集度</td> <td>径が1.5mm以上の泡、および径が1.0mm以上の異物については、2個の泡と泡との間隔、異物と異物との間隔、および泡と異物との間隔が15cm未満でないこと。</td> </tr> </table>	点状欠点の密集度	径が1.5mm以上の泡、および径が1.0mm以上の異物については、2個の泡と泡との間隔、異物と異物との間隔、および泡と異物との間隔が15cm未満でないこと。								
点状欠点の密集度	径が1.5mm以上の泡、および径が1.0mm以上の異物については、2個の泡と泡との間隔、異物と異物との間隔、および泡と異物との間隔が15cm未満でないこと。									
<p>注1)：この表の計算式において、Sは平方メートルを単位とするガラス板の面積であり、個数の許容上限値はSに係数を乗じて得た値の小数点以下を切り捨てた整数値とする。ただし、ゼロとなる場合は、小数点以下を切り上げて1とする。</p>										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">適用する供試体数</td> <td style="width: 30%;">破片の個数</td> <td style="width: 40%;">破片の質量</td> </tr> <tr> <td>5枚の供試体中少なくとも4枚</td> <td>島状破片の個数は、2個以下</td> <td>島状破片の合計は、1000mm²の面積に相当する質量以下とする。 粒状破片の合計は、5000mm²の面積に相当する質量以下とする。</td> </tr> </table>	適用する供試体数	破片の個数	破片の質量	5枚の供試体中少なくとも4枚	島状破片の個数は、2個以下	島状破片の合計は、1000mm ² の面積に相当する質量以下とする。 粒状破片の合計は、5000mm ² の面積に相当する質量以下とする。				
適用する供試体数	破片の個数	破片の質量								
5枚の供試体中少なくとも4枚	島状破片の個数は、2個以下	島状破片の合計は、1000mm ² の面積に相当する質量以下とする。 粒状破片の合計は、5000mm ² の面積に相当する質量以下とする。								
<p>5枚の供試体中1枚だけがこれらに適合しない場合には、次の項目に適合しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島状破片の個数は、3個以下とする。 ・ 島状破片と粒状破片との合計の質量は、50000mm²の面積に相当する質量以下とする。 										
表面圧縮応力	20MPa～52MPa									
試験方法	<p>*サンプリングの方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 供試体は、JIS R 3222の「8.1供試体」による。 2. 供試体の厚さは、製品の最大厚と最小厚とする。 3. JISに規定されていない場合の供試体の数は、各々3枚とする。 <p>*試験の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 厚さの測定および辺の長さの測定は、JIS R 3222の「8.6寸法の測定」による。 2. 反りの測定は、JIS R 3222の「8.7反りの測定」および「8.8エッジリフトの測定」による。 3. 外観試験は、JIS R 3222の「8.2外観試験」による。 4. 破砕試験は、JIS R 3222の「8.3破砕試験」による。 5. 表面圧縮応力の測定は、JIS R 3222の「8.4表面圧縮応力の測定」による。 									